滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
 はじめに		■ はじめに
. 基本方針の位置づけ (1) この基本方針は、滋賀県基本構想に掲げた 「未来を拓く共生社会へ」という基本理念 のもと、「知と地の力を活かす」戦略の重点 的な施策である「人を守る、地域を守る災 害に強い安全な県土づくり」の実現に向けた、滋賀県における新たな治水対策の基本 的な考え方を示すものである。 (2) これまでの治水対策については、ある一定 規模の洪水を想定し、その洪水を川の中で安全に流下させるという対策を進めてきた。河川整備事業の伸展とともに大きな降	第一章として章立て	■第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ 近年、地球規模の異常気象に伴って全国的に水害が頻発しており、被害が激甚化するとともに水害の被害構造も変化しつつあることが指摘されているが、一方河川整備の進捗率は、昨今の財政事情等の影響もあって鈍化している状況にある。たとえ、一定規模の河上整備が完成したとしても、その整備水準を超える洪水(以下超過洪水という)が発生することは否定できずむしろ、気象変動を統計学的に捉えれば、現在の治力安全度が著しく低下する危険性が高いとも言われてい
雨が少なかったことも相まって、昭和50年以降県内での水害被害は減少し、過去10年間(平成10年から平成19年)の水害被害額(平成12年価格で換算)で見ると、全国で最も被害が少ない県となっている。 (3) しかし、全国各地では水害が毎年発生し、近年では気候変動による集中豪雨の頻発や台風の大型化が予測されており、本県においても高齢者などの災害時要援護者の増加や水害に対する意識の低下等、近年顕在化している社会状況の変化に的確に対応する必要がある。		る。 このような状況を踏まえ、滋賀県では、「いかなる治水に対しても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治力政策を再構築することとした。その結果、「川の中の対策」と「川の外の対策」を同時に進めることが効率的かつ効果的な対策であり、人々の暮らし方を含め社会全体として"洪水を上手く受け流すしなやかさ"を則りもどす必要性を再認識した。 まず、「川の中の対策」として、整備すべき河川を発観的に選択し、集中した投資による効果を上げるため平成20、21年の2年かけて、滋賀県河川整備方金および中長期整備計画(今後20年間整備計画、Aつ
(4) 河川整備事業は、水害の発生を防止する最も基本で効果的な施策であり、今後も積極的に推進していくが、川の中の整備を中心としたこれまでの手法の限界も明らかになってきた。具体的には、河川の整備には長い年月が必要で整備途上に被災したり、整備が完成した後においても計画規模を超える洪水が発生した場合、河川のはん濫を抑えることは困難である。		Dランク)を策定し、その計画に沿った着実な河川整備を推進することとした。 さらに、「川の中の対策」だけでは抑えきれない水管に対応するため、「川の外の対策」として、ためる(流域貯留対策)、とどめる(氾濫原減災対策)、そなえる(地域防災力向上対策)を、自助、共助、公助の視点から、地域の実情や住民の立場に合った総合的な治療制度の実現を目指すこととした。 このような対策を進めるためには、流域に暮らするの相互理解と協働が必要不可欠であり「住民と行政と
(5) 一般に災害による被害の大きさは、ハザード (危険性) と私たちの社会の脆弱性(弱さ) の関係で決まるといわれている。自然の猛威 は押さえ込むことはできず、私たちの暮らし 方を含め社会全体として"洪水と上手くつき あうしなやかさ"を身に付けることが必要で ある。	基本方針の位置づけに取り込み	の協働型治水」を滋賀モデルとして進めていく。 この取り組みを、「流域治水」と呼び、その基本的が指針として「流域治水基本方針」を策定し、実施していく。
(6) このため、本県におけるこれからの治水対策については、これまでの川の中の対策に加え、私たちが暮らし活動する川の外での対策を組み合わせることにより、どのような洪水が発生しても人命を守り被害の最小化を図る取り組みを「流域治水」と呼び進めていくものとする。	基本方針の位置づけに取り込み	
(7) このような対策を進めるためには、流域に暮らす者の相互理解と協働が必要不可欠である。治水に関して対立的な当事者である上下流、対岸の住民同士が合意形成を目指していけるよう、基本的な考え方や役割分担などを整理したものである。	基本方針の位置づけに取り込み	
(8)今後は、本基本方針に示した具体の対策を地域の実情に応じて組み合わせていけるよう、 県は市町や住民との合意形成のための財政的、技術的、社会的舞台づくりを行うことにより、「住民と行政との協働型治水」を滋賀モデルとして進めていく。	基本方針の位置づけに取り込み	

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
■第一章 河川政策に関する現状とこれま		
の経過	第二章 滋賀県の特性へ移動	■第二章 滋賀県の特性
. 地勢 (河川等) の特徴について		
(1) 琵琶湖を中心として周囲に県境をなす山地が続き、県内に降った雨のほとんど(95.8%)が琵琶湖に流入している。 琵琶湖に流入しない大戸川等については、		(1) 琵琶湖を中心として周囲に県境をなす山地が続き、県内に降った雨のほとんと (95.8%) が琵琶湖に流入している。 琵琶湖に流入しない大戸川等については、
瀬田川に直接合流している。		瀬田川に直接合流している。
(2) 水源山地の地質条件と相まって大量の土砂 流出のため、草津川や家棟川、姉川など多 くの河川が天井川を形成してきた。		(2) 水源山地の地質条件と相まって大量の土砂 流出のため、草津川や家棟川、姉川など多 くの河川が天井川を形成してきた。
(3) 本県の河川の長さは短く急峻であることから水量変動が激しく、洪水や渇水被害に見舞われやすい特徴がある。		(3) 本県の河川の長さは短く急峻であることだら水量変動が激しく、洪水や渇水被害に見舞われやすい特徴がある。
(4) 琵琶湖から流れ出る河川は瀬田川1本であり、洪水流入量に比べて瀬田川の流出能力がはるかに小さいため、琵琶湖水位の上昇に伴う洪水が発生する恐れがある。		(4) 琵琶湖から流れ出る河川は瀬田川1本であり、洪水流入量に比べて瀬田川の流出能力がはるかに小さいため、琵琶湖水位の上昇に伴う洪水が発生する恐れがある。
. これまでの河川政策について (1) 明治 29 年 (1896 年) 河川法制定 (近代河川	資料1として2. 行政対応の現状(1)河川行政等の現状と問題点で整理(P5~)	
制度の誕生)以降 1) 明治 18 年の淀川洪水や明治 29 年の琵琶湖大洪水などに対する淀川上下流の治水対策として、河川法の制定とともに淀川改良計画が策定され、琵琶湖・淀川上下流の治水安全度の向上を目的に、瀬		
田川の浚渫工事が実施されると共に、琵琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36年に現在の瀬田川洗堰が整備された。		

害が県内各地で発生し昭和28年の台風13号では、県内のほとんどの川が破堤した。被災した河川では災害箇所の復旧をしながら、河道を拡幅する河川改修を

実施してきた。

なされた。

水の体系的な制度整備)以降

(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利

1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度~平成8年度)により、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を進めるとともに、利水対策として水道や工業用水道、かんがい施設の整備が

2) このような琵琶湖総合開発事業の進展と 大きな降雨が少なかったことも相まっ て、昭和50年以降水害被害は減少し、

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
(3) 平成9年(1997年) 河川法改正(治水・利水・ 環境の総合的な制度整備) 以降 1) 河川法の目的に、これまでの治水、利水 に加えて「河川環境の整備と保全」が追 加されるとともに、河川整備計画制度が 導入された。河川整備計画の策定にあた っては、必要に応じて住民や学識経験者 の意見を聴くこととされた。		
2) このため、住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討委員会」を設置して、県内の河川整備計画の策定に取り組んできた。		
3) また、河川が本来有している生物の良好な 生育環境に配慮し、併せて美しい自然景 観を保全あるいは創出するため、極力コ ンクリートを使わないあるいはコンクリ ートを覆土した「多自然型川づくり」を 進めてきた。		
4) 琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するため、急激な水位変動を抑えた弾力的な瀬田川洗堰の操作が行われている。		
(4) 近年の状況 1) 平成 16 年は台風が 10 個も上陸し、新潟・ 福島豪雨災害、福井豪雨災害、京都府由 良川水害など、治水施設の計画規模を超 えた洪水による水害や土砂災害が頻発 した。		
2) この一連の災害では、高齢者や障害者な ど災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域 防災力の低下といった課題が顕在化し た。		
3) このような課題に対応するため、平成 17 年に水防法が改正され、浸水想定区 域の指定対象を主要な中小河川に拡大 するとともに、洪水ハザードマップ等に よる周知措置の徹底、中小河川における 洪水情報の充実等が行われた。 県では、 日野川や野洲川などの7河川を洪水予 報河川に、愛知川、安曇川などの6河川 を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水 情報の発信や浸水想定区域の指定・公表 を進めており、市町は当該河川の洪水ハ ザードマップを順次作成・配布し、円滑 な避難対策の推進に努めている。		
4) また、県は平成18年9月に「流域治水 政策室」を設置し、これまでの川の中の 対策に加え、川の外(流域)でのハード 対策とソフト対策を組み合わせ、地域の 実情に応じた治水対策の検討に着手し た。		
5) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に 関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評 価報告書では、地球温暖化などの影響か ら、集中豪雨の激化や台風の大型化とい う現象が高い信頼度で予想され、水害や 土砂災害等が頻発・激甚化するとの懸念 が指摘されている。		
6) こうした中で、平成 20 年6月社会資本 整備審議会の「水災害分野における地球 温暖化に伴う気候変化への適応策のあ り方について」の答申では、増大する外		

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
カへの対応(洪水対策)については、「河川で安全を確保する治水政策」に加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであるとされたところである。 7) 平成 20 年の夏は短時間強雨(ゲリラ豪雨)が全国各地で発生し、本県においても、7月18日長浜市において1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床上浸水、203戸が床下浸水となった。このような局地的な強雨は発生予測が困難であることに加え、計画規模以上の洪水により中小河川がはん濫するなど県内のどの地域でも水害が発生する危険性がある。		
8) 国の河川整備計画に関する動きについては、平成 19 年8月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」と明記された。また、平成 21 年3月に淀川水系河川整備計画が策定された。県の河川整備計画に関しては、川づくり会議を再開するなど平成 22 年度末の策定に向けた取り組みを進めている。		
3. これまでの地域防災について (1) 滋賀県の川は、多くの川が肥沃な扇状地を 形成し、川の水を生活用水や農業用水とし て利用するため流域に集落が発展すると共 に、水害の被害を少しでも減らそうと築堤 や川ざらい等の川普請が行われた。 また、昔より都市として発展した地域にお いては、付け替え等の整備が積極的に行わ れた川もあった。	資料2として3. 地域防災力の低下で整理 (P9 へ)	
(2) 特に、天井川沿いでは、地域において洪水 時の見回りや土のう積みなどの水防活動が 積極的に行われるなど、地域防災力はきわ めて高かった。		
(3) しかし、高度経済成長期以降工場の立地や上下水道の整備が進み、農業においても琵琶湖からの揚水施設の整備など、かんがい施設整備の進展に伴い、身近な川へ用水を直接依存する必要が少なくなったことなどから、住民の川への関心が低下してきた。		
(4) また、河川整備の進展や水害発生回数の減少などにより、水害に備える意識は低下し、水害に関する防災訓練がほとんどの集落で実施されていないなど、地域防災力の弱体化が危惧される状況である。		
(5) さらに、都市化の進展に伴い市街地が拡大 し、はん濫した場合大きな被害を受ける恐れ のある地域において住宅開発が進むなど、水 害を受ける危険性が高まっている。		
■第二章 治水政策の課題 1. 気候変動による外力の増加 (1) 地球温暖化による気候変動に伴い豪雨や台風の強度の一層の増大、渇水の深刻化などにより、過去の統計や経験が通用しなくなる事態が生じることも想定されており、水害や土砂災害等の頻度や規模の増大による壊滅的な被害の発生、渇水の深刻化による		■第三章 治水上の課題 1. 気候変動による外力の増加 (1) 地球温暖化による気候変動に伴い豪雨や台風の強度の一層の増大、渇水の深刻化などにより、過去の統計や経験が通用しなくなる事態が生じることも想定されており、水害や土砂災害等の頻度や規模の増大による壊滅的な被害の発生、渇水の深刻化による

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
被害の拡大が懸念されている。		被害の拡大が懸念されている。
(2) 国が予測した気候変動による 100 年後の降水量の変化は、現在のおおむね 1.1 倍から 1.3 倍、最大で 1.5 倍程度を見込むことが 妥当とされ、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下することになり、浸水やはん濫の危険性が増大している。		(2) 国が予測した気候変動による 100 年後の降水量の変化は、現在のおおむね 1.1 倍から 1.3 倍、最大で 1.5 倍程度を見込むことが 妥当とされ、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下することになり、浸水やはん濫の危険性が増大している。
(3) 近年局地的な集中豪雨が頻発し、その影響を受けやすい流域面積が比較的小さい中小河川における洪水や士砂災害が多く発生している。治水施設が完成しても計画規模を超える洪水(以下超過洪水という。)が発生する確率が増大しており、これまでの考え方に基づく治水施設のみで安全を守ることは極めて困難である。	第一章で超過洪水を規定	(3) 近年局地的な集中豪雨が頻発し、その影響を受けやすい流域面積が比較的小さい中小河川における洪水や土砂災害が多く発生している。治水施設が完成しても超過洪水が発生する確率が増大しており、これまでの考え方に基づく治水施設のみで安全を守ることは極めて困難である。
(4) 滋賀県における一級河川の当面の目標である 10 年確率降雨 (50mm/hr 相当) に対する整備率は、ようやく半分を超えた程度 (55.5%: H21 年度末) で、県内全ての一級河川で同様の安全性を確保するためには、今後1世紀相当の長期間を要し、完成するまでに被災する危険性が高くなっている。	2. 行政対応の現状 (1) 河川行政等の現状と問題点へ移動	2. 行政対応の現状 (1) 河川行政等の現状と問題点 (ながす・ためる) 1) 滋賀県における一級河川の当面の目標である10年確率降雨(50mm/hr相当)に対する整備率は、ようやく半分を超えた程度(55.5%: H21年度末)で、県内全ての一級河川で同様の安全性を確保する
-(5) このようなことから、河川整備を始めとした治水に効果のある各種対策を組み合わせ、早期かつ効率的に治水安全度を高める取り組みを進めていく必要がある。	第四章および第五章の内容と重複するため削除	ためには、今後1世紀相当の長期間を必要とする。普通河川や下水道(雨水)等の整備についても5年から10年確率降雨に対する整備を進めているが、その進歩は鈍化している。
2. 行政対応の現状 (1) 大規模な水害は広域かつ同時多発的に発生することになるため、行政がすぐに被災地域へ支援を差し向けることができないことが想定される。	(3)危機管理行政等の現状と問題点へ移動(P8 〜)	は場整備については、8 割を超える整備率となっているが、排水路については、 は場内の洪水を一定時間内に排水することを許容する整備となっている。 このように、河川整備等の整備水準やその進捗には限界があることが社会的に十
(2) 洪水時に河川管理者から市町等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした防災情報は、現実に発せられる機会が少ないため、県・市町の担当者は訓練等により洪水対策に精通する必要がある。	n	2) 県が管理する一級河川の延長は約 2,200 kmと長く、河道内の樹木の繁茂や土砂 堆積による河積の阻害などに対して、限 られた予算と人員体制で維持管理を行わ
(3) 洪水予報河川や水位周知河川が指定され、 避難判断水位の設定など市町の避難勧告等 の判断を支援する情報は増加してきたが、 勧告等を発令しても予測と現地での状況が 一致しないことがあるため、避難情報発令 の最終判断に困っている市町が多い。	II	なければならない状況である。 3) 築堤河川が破堤した場合は、はん濫の大きなエネルギーや、氾濫流による急激な水位上昇により、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想される。多くの天井川な布士ス大周によって吐根な出来る。
(4) 浸水実績や水害リスクの情報が少なく、万 一水害が発生した場合に被害が大きくなり やすい場所での開発を抑制出来ない状況で ある。	(2) まちづくり行政等の現状と問題点へ移動 (P7〜)	井川を有する本県にとって破堤を出来る 限り回避させることは差し迫って解決し なければならない緊急の課題である。 資料1 これまでの河川政策について
(5) 県が管理する一級河川の延長は約 2,200 k mと長く、河道内の樹木の繁茂や土砂堆積による河積の阻害などに対して、限られた予算と人員体制で維持管理を行わなければならない状況である。今後とも効率的な維持管理(阻害状況に応じた対応等)を着実に進めるとともに、河川愛護活動の拡大など地域住民との連携が必要である。	(1)河川行政等の現状と問題点へ移動	(1) 明治29年(1896年)河川法制定(近代河川制度 の誕生)以降 1) 明治18年の淀川洪水や明治29年の琵琶湖 大洪水などに対する淀川上下流の治水対策と して、河川法の制定とともに淀川改良計画が 策定。 瀬田川の浚渫工事が実施されると共に、琵 琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節 を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36 年に現在の瀬田川洗堰が整備。
3. 水害に備える県民の意識の低下 (1) 河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、過去 40~50 年間に県全域に及ぶような甚大な水害が発生しなかったこと、都市化に伴って河川との関わりが薄れてきたことなどから、水害に関する	3. 地域防災力の低下へ移動(P8 〜)	2) 昭和20年代から30年代には大きな水害が 県内各地で発生。昭和28年の台風13号では、 県内のほとんどの川が破堤。被災した河川で は災害箇所の復旧をしながら、河道を拡幅す る河川改修を実施。

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
県民の意識が薄れ、洪水に備える意識の低下が危惧される状況である。 (2) 安曇川や姉川などの沿川には二線堤が残っているが、二線堤の開口部を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、洪水対策として有効な治水施設が、現在ではほとんどが機能していない状況となっている。	(2)まちづくり行政等の現状と問題点へ移動 (P7〜)	(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利水の体系的な制度整備)以降 1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度~平成8年度)により、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を推進。並行して水道や工業用水道、かんがい施設の整備も推進。
(3) 他府県の被災地調査では行政からの情報がないと避難できないなど、行政依存の住民が多くなっていると指摘されており、大規模な避難の経験がない本県においても同様の状況ではないかと危惧される。	3. 地域防災力の低下へ移動(P8〜)	2) 平成4年に瀬田川洗堰の操作規則が策定。 洪水期には琵琶湖の水位をあらかじめ基準水 位-0.2m (BSL-0.2m) または基準水位- 0.3m (BSL-0.3m) に下げておくことにより、 琵琶湖の周辺の浸水被害を減少させるととも に、下流が洪水で危険な時の放流制限や全閉 操作が明記。
		(3) 平成9年(1997年)河川法改正(治水・利水・環境の総合的な制度整備)以降 1)河川法の目的に、これまでの治水、利水に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川整備計画制度が導入。
		2) 住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有 識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討 委員会」を設置して、県内の河川整備計画の 策定。
		3) 河川が本来有している生物の良好な生育環境 に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるい は創出するため、「多自然型川づくり」を推進。
		4) 琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護する ため、急激な水位変動を抑えた弾力的な瀬田川 洗堰の操作が実施。
		(4)近年の状況1)平成16年は台風が多数上陸し、新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、京都府由良川水害など、治水施設の計画規模を超えた洪水による水害や土砂災害が頻発。
		2) この一連の災害では、高齢者や障害者など 災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域防災力 の低下といった課題が顕在化。
		3) このような課題に対応するため、平成 17年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するとともに、洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底、中小河川における洪水情報の充実等が行われた。県では、日野川や野洲川などの7河川を洪水予報河川に、愛知川、安曇川などの6河川を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水情報の発信や浸水想定区域の指定・公表を進めており、市町は当該河川の洪水ハザードマップを順次作成・配布し、円滑な避難対策の推進に尽力。
		4) 県は平成 18 年 9 月に「流域治水政策室」 を設置し、これまでの川の中の対策に加え、 川の外(流域)でのハード対策とソフト対策 を組み合わせ、地域の実情に応じた治水対策 の検討に着手。
		5) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書では、地球温暖化などの影響から、集中豪雨の激化や台風の大型化という現象が高い信頼度で予想され、水害や土砂災害等が頻発・激甚化するとの懸念が指摘。
	- 25 -	

6) できな。年代、日本会の必要な関係が、できた。	滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
が金田等に対象。			害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」の答申では、増 大する外力への対応(洪水対策)については、 「河川で安全を確保する治水政策」に加え、 「流域における対策で安全を確保する治水政 策」を重層的に行うべきであるとされたとこ
様に19年8月上週川水郷山原郷山産を入り、海際と1、下は121とでは111円で加めた金別館には打った。19年22 では20年3月に20月以来利用 28個円面部にはでは、ルスくり会 海水用海の地のでは20年20年では20年末が近に120年 では30年20年のでは20年20年ののでは20年20年 (2)まとうくし行政事の現状と関節点 (ととなる)。 1)近年では、太子リスクの高い地域で加り 仮社を必りなった。シス型が現りは12年 な、原の20年20年では20年20年では20年20年の地域の12年10年の大学が20年20年で、東京の現在4年大阪 20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年では20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年2			が全国各地で発生。 本県においても、7月18日長浜市において 1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺 の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床
(ととめる) 1) 近年では、水塞リスクの高い地域で無労			平成 19 年8月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」と明記。 平成 21 年3月に淀川水系河川整備計画が策定。 県の河川整備計画に関しては、川づくり会議を再開するなど平成 22 年度末の策定に向
個小問題の企会社でいる事例と見らけられる。 開発を持ち、減少数とも行うの表現とも行うの表現を指定の実施に作い、整労研究を行うとなる。 また、			
日付け建設省事務次官通達® や、昭和 45 年1月8日付け建設省都市局・河川局長通達®%など水害リスクを考慮したまちづくりを進める制度があるが、十分に機能している状態とはいえない。 現内においては、古来より地域に暮らす知恵として土地和用・建築の工夫をすることで居住する家屋への表大な被害を回避・軽減してきた。しかし近年では、水害リスクが高・箇所での無別側な開発も散見されており、甚大な被害の危険性が高まってきている。 浸水実績や水害リスクの情報が少ないことが、これらの制度が機能していない理由のひとつとなっている。			備な開発がなされている事例が見うけられる。開発に伴い、減災効果を有する霞堤機能が失われた箇所も見うけられる。また、ほ場整備事業の実施に伴い、整形田や大区画田での効率的な営農が求められたことにより霞堤の機能が失われてしまった事例もある。 安曇川や姉川などの沿川には二線堤が残っているが、二線堤の開口部を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、洪水対策として有効な治水施設が、現在ではほとんどが機能していない状
			日付け建設省事務次官通達 ^{※1} や、昭和 45 年1月8日付け建設省都市局・河川局長通 達 ^{※2} など水害リスクを考慮したまちづく りを進める制度があるが、十分に機能して いる状態とはいえない。 県内においては、古来より地域に暮らす 知恵として土地利用・建築の工夫をするこ とで居住する家屋への甚大な被害を回避・ 軽減してきた。しかし近年では、水害リス クが高い箇所での無防備な開発も散見され ており、甚大な被害の危険性が高まってき ている。 浸水実績や水害リスクの情報が少ないこ とが、これらの制度が機能していない理由

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
		※1 建設省事務次官通達(昭和34年10月27日付) 風水害による建築物の災害防止について(概要)
		建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。
		※2 建設省都市局・河川局長通達(昭和45年1月8日付) 8日付) 都市計画法による市街化区域および市街化調整 区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する指針について(概要)
		おおむね60分雨量強度50mm程度の降雨対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域に該当する区域は、都市計画法施行令第8条第2号に規定する「溢水、湛水、津波、高波等による災害発生のおそれのある土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めないものにする。
		<u>(3)危機管理行政等の現状と問題点</u> <u>(そなえる)</u>
		1) 大規模な水害は広域かつ同時多発的に発生 することになるため、行政がすぐに被災地 域へ支援を差し向けることができないこと が想定される。
		2) 洪水時に河川管理者から市町等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした防災情報は、現実に発せられる機会が少ないため、県・市町の担当者は訓練等により洪水対策に充分精通していない。
		3) 市町村合併に伴い、所管の拡大や行政組織 の縮小化が相まって防災部局の負担が増大 し、不測の事態に対し組織が適切に対応で きるのか不安な状況となっている。
		4) 洪水予報河川や水位周知河川が指定され、 避難判断水位の設定など市町の避難勧告等 の判断を支援する情報は増加してきたが、 勧告等を発令しても予測と現地での状況が 一致しないことがあるため、避難情報発令 の最終判断に困っている市町が多い。
		5) 平成21年8月に発生した兵庫県佐用町の豪 雨災害では、市町が避難情報を出すタイミ ングや、屋外避難か上階への垂直避難かの 判断の難しさが浮き彫りとなった。
4. 地域防災力の低下		3. 地域防災力の低下 <u>(そなえる)</u> (1) 河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、過去 40~50 年間に県全域に及ぶような甚大な水害が発生しなかったこと、都市化に伴って河川との関わりが薄れてきたことなどから、水害に関する県民の意識が薄れ、洪水に備える意識の低下が危惧される状況である。
		(2)他府県の被災地調査では行政からの情報がない と避難できないなど、行政依存の住民が多くなっ ていると指摘されており、大規模な避難の経験が ない本県においても同様の状況でないかと危惧 される。
	- 27 -	

滋賀県流域治水基本方針(案) 変更理由 (学識者部会の提言等) 滋賀県流域治水基本方針 (修正案) (1) 自治会を対象とした「地域防災力アンケー (3) 自治会を対象とした「地域防災力アンケート」 ト」結果では、自主防災組織の活動は火災 結果では、自主防災組織の活動は火災や地震を や地震を中心に実施されており、水害を対 中心に実施されており、水害を対象とした活動 象とした活動が非常に少ない。 が非常に少ない。 (2) また、自主防災組織率は年々増加している (4) 自主防災組織率は年々増加しているものの、 ものの、訓練などの活動が一部の参加者に 訓練などの活動が一部の参加者に限られるな 限られるなど、地域全体として対応されて ど、地域全体として対応されているというとこ いるというところまでに至っていない組織 ろまでに至っていない組織が多い。 が多い。 (3) さらに、過去の水害体験を正しく伝える活 (5) 過去の水害体験を正しく伝える活動がなされ 動がなされておらず、若者や新住民に地域 ておらず、若者や新住民に地域の水害体験が継 承されていない自治会が多い。 の水害体験が継承されていない自治会が多 V, (4) 中山間地域では過疎化や高齢化が進み、集 (6) 中山間地域では過疎化や高齢化が進み、集落 落機能の維持が困難な地域が増加してお 機能の維持が困難な地域が増加しており、また り、また都市部では自治会に参加しない住 都市部では自治会に参加しない住民が増加する 民が増加するなど、自治組織としての機能 など、自治組織としての機能が低下している。 が低下している。 (7) 高齢者や日本語に不慣れな外国人など、水害 (5) 高齢者や日本語に不慣れな外国人など、水 害時に避難の支援が必要な災害時要援護者 時に避難の支援が必要な災害時要援護者が増加 が増加しており、現在の社会環境に即した しており、現在の社会環境に即した避難誘導体 避難誘導体制の確立が急務となっている。 制の確立が急務となっている。 (6) 水防活動を担う消防団について、団員の数 (8) 水防活動を担う消防団について、団員の数は はほぼ横ばいであるものの高齢化や居住地 ほぼ横ばいであるものの高齢化や居住地域を離 域を離れて仕事を持つ団員が増えるなど、 れて仕事を持つ団員が増えるなど、水防力の低 水防力の低下が懸念される。 下が懸念される。 資料2 これまでの地域防災について (1)滋賀県の川は、多くの川が肥沃な扇状地を形 ■第三章 これからの治水対策の基本的方 成し、川の水を生活用水や農業用水として利用 するため流域に集落が発展すると共に、水害の 向 被害を少しでも減らそうと築堤や川ざらい等 1. 河川政策のあり方 第五章の内容と重複するため削除 の川普請が行われた。 地球温暖化により、今後ますます増加すると予 また、昔より都市として発展した地域におい 想される水害のリスクを最小限に抑え、子や孫た ては、付け替え等の整備が積極的に行われた川 ちも滋賀の地で安心して暮らしていけるようにす もあった。 ることが、私たちの世代の責務である。

また、河川は地域に残された身近な自然環境であり、動植物の生息・生育環境や自然的景観を守り次世代に引き継ぐことが必要である。

このため、滋賀県基本構想に掲げた「未来を拓く共生社会へ」の基本理念のもと、滋賀県の素材である3つの力(「人の力」「自然の力」「地と知の力」)を活かす河川政策を進めていく。

(1) 人の力、協働の力を活かす河川政策

川と人々との関わりを再生し、河川の維持管理等を住民や事業者等との協働で実施するなど、地域密着型の河川政策を推進する。

(2) 自然の力を活かす河川政策

「多自然川づくり」を進めるなどにより、 水質を含めた生物生態系や自然的景観の保 全と治水対策が両立する河川政策を推進す る。

(3) 地と知の力を活かす河川政策

地域を流域として捉え、多様な地理的・ 自然的風土、歴史の中で培われてきた文化、 水害経験や先人の知恵などの地域特性を十 分に活かす河川政策を進める。

2. 治水対策の基本的方向

(1)「行政主導型治水」から「住民と行政との協 働型治水」への転換

行政が持っている広域的で科学的な情報

第一章に取り込み (P1へ)

- (2) 天井川沿いでは、地域において洪水時の見回 りや土のう積みなどの水防活動が積極的に行 われるなど、地域防災力はきわめて高かった。
- (3) 高度経済成長期以降工場の立地や上下水道の整備が進み、農業においても琵琶湖からの揚水施設の整備など、かんがい施設整備の進展に伴い、身近な川へ用水を直接依存する必要が少なくなったことなどから、住民の川への関心が低下してきた。
- (4)河川整備の進展や水害発生回数の減少などにより、水害に備える意識は低下し、水害に関する防災訓練がほとんどの集落で実施されていないなど、地域防災力の弱体化が危惧される状況である。
- (5) 都市化の進展に伴い市街地が拡大し、はん濫した場合大きな被害を受ける恐れのある地域において住宅開発が進むなど、水害を受ける危険性が高まっている。

4. 水害リスク情報の不足

(1) 地域の水害リスク情報が不足していたため、 転居や建て替え、不動産取引時において水害リ スクが高い地先でリスクが考慮されず、知らず に生活している住民が存在し、災害時には被害 が甚大となる可能性が高くなっている。行政に おいても、実情に近い水害リスク情報が無く、

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
送賀県流域治水基本方針(案) と、地域が持っている伝統的・属地的な経験、知識を融合させ、広く地域で共有しながら、次の世代に引き継げる「自助」「共助」を含めた住民と行政との協働型治水を目指す。 (2)「川の整備を中心とした対策」から、「川の外を含めた流域一体での対策」への転換川の整備を中心とした、はん濫を出来るだけ起こさない防災的対応の着実な実施に加え、想定以上の洪水によりはん濫した場合でも被害を最小化する流域一体での減災的対応を組み合わせ、治水安全度を早期かつ着実に向上させていく。 (3)「行政依存型危機管理」から「地域主体型危機管理」への転換 地域の危機管理については、過度に行政に依存するのではなく、適切な役割分担のもと、流域住民自らが判断し行動に移れるよう、行政がその活動をサポートする体制を目指す。	変更理由(学識者部会の提言等) 第一章に取り込み(P1~) (1)の内容と重複しているため削除	

3. 治水対策の目標

気候変動による外力の増加や地域防災力の低下など、近年顕在化している課題を踏まえ、洪水を川の中に閉じこめることには限界があり、「一定規模以上の洪水が発生した場合は川から溢れる」ということを共通の認識としたうえで、「どのような洪水にあっても人命を守る」ことを最優先とし、流域で暮らし活動するすべての者が協働して対策を進めていく。

4. 治水対策の進め方

「はん濫を出来るだけ起こさない防災対策」と「はん濫した場合でも人命を守り、被害を出来るだけ少なくする減災対策」を、地域の実情に応じて組み合わせ、流域全体としての安全度を早くかつ着実に高めていく。

対策の実施にあたっては、住民、事業者、防 災関係機関、行政が、法令等に規定された以下 に示すそれぞれの責務と役割を自覚し、具体の 対策毎に示された役割分担を基本に、各地域の 実情に応じた連携協力を加えて進めていく。

なお、このような対策を進めていくためには、 相互の信頼関係と、治水に関連する情報共有が 必要不可欠であり、県は、さまざまな機会を通 じて相互理解と共通認識が得られるよう主導的 な役割を果たしていく。

また、河道内の動植物の生息・生育環境や、 上下流の土砂収支、流域での川と人との暮らしなど、河川毎の実情に十分配慮して進めていく 必要があり、特に河川の整備については、必要 に応じて環境の応答をモニタリングしながら順 応的に施工していく。

(1) 住民や事業者の基本的な役割

自分や家族の命は自分で守るという「自助」 や、地域のことは地域で守るという「共助」の 考え方に基づき次のことを行う必要がある。

- ・自ら水害に備えるとともに、地域の防災活動に参加するなど、防災に寄与するよう努める。
- ・常に気象状況や水防状況等に注意し、市町 長等から要請のあった時は水防活動に従 事するとともに、市町長から避難等のため の立ち退きの指示があったときは、その指 示に従う。

(2) 防災関係機関(指定地方行政機関等)の責 務と役割

法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令または滋賀県地域防災計画(風水害編)の定めるところにより、自らおよび防災関係機関相互に協力し防災活動を実施するとともに、県、市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(3) 市町の責務と役割

市町は、地域住民の生命、身体および財産 を災害から保護するため、防災の第一義的責 任(最も重要な責任)者や水防管理団体とし て、他の関係機関の協力を得て、次の防災活 動を実施する。

- ・防災のための知識の普及、教育、および訓練
- 自主防災組織の育成指導
- ・災害時要援護者対策の推進
- ・避難の指示、勧告および避難者の誘導なら びに避難所の開設
- ・ 水防組織の整備、資機材等の備蓄
- ・水防団または消防機関の出動または出動準備
- ・浸水想定区域が指定された場合のハザード

第四章 1. 个移動

資料7として4. 水害に「そなえる」対策で整理 (P20 ~)

○「地先の安全度」の評価

個々の治水施設の治水安全度ではなく、流域内の各地点の水害に対する安全度を評価する必要がある。ここで、流域内の各地点の水害に対する安全度を「地先の安全度」と呼ぶ。

流域内の各地点における被害の年発生確率により、 「地先の安全度」を計量化する。

外力規模については、被害が生じない程度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、幅広く想定する。

降雨を外力として、流域-河道・水路-氾濫域での 一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量(浸水深・流体力等)を算定して、被害の種類を判定する。 ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家 屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の危険 に曝される年確率として「地先の安全度」を表現する。

○「地先の安全度」を活用した氾濫原減災対策等の効 果検証

流域治水政策のアカウンタビリティを確保するため、流域治水政策や流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的に調査し、「地先の安全度」の変化として、広く県民に開示すべきである。

■第四章 これからの治水の基本的方向

- 流域治水の推進

1. 流域治水の目標

気候変動による外力の増加や地域防災力の低下など、近年顕在化している課題を踏まえ、洪水を川の中に閉じこめることには限界があり、「一定規模以上の洪水が発生した場合は川<u>や水路</u>から溢れる」ということを共通の認識としたうえで、「どのような洪水にあっても人命を守る」ことを最優先とし、流域で暮らし活動するすべての者が協働して対策を進めていく。

2. 流域治水対策を検討する基礎情報

ー 「地先の安全度」

個々の治水施設の治水安全度ではなく、流域内の各地点の水害に対する安全度を評価する必要がある。ここで、流域内の各地点の水害に対する安全度を「地先の安全度」と呼ぶ。

流域内の被害の年発生確率により、「地先の安全 度」を計量化する。

外力規模については、被害が生じない程度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような 大規模なものまで、幅広く想定する。

降雨を外力として、流域-河道・水路-氾濫域で の一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量 (浸水深・流体力等)を算定して、被害の種類を判 定する。

ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の 危険に曝される年確率として「地先の安全度」を表現する。

3. 流域治水の基本的方向

(1) ながす・ためる対策

河川管理者や下水道(雨水)施設管理者および農業排水路管理者等(以下河川管理者等という)は、均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川や水路の整備を着実に実施するとともに、河道が持つ流下能力を発揮させるため適切な河川や水路の維持管理を行わなければならない。

また、超過洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、実施していく。

都市施設管理者は、雨水貯留および地下浸透 対策を実施する。農林業関係者は、森林や農地 を適正に保全管理することにより、保水機能や 地下浸透機能の維持をはかる。そのことにより、 流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降 雨の急激な流出を緩和し河川等にかかる負荷を 軽減する。

(2) とどめる対策

「地先の安全度」を活用し、流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を調査し、必要に応じて氾濫原減災対策を講じる。また、家屋流失や水没が想定される箇所や、床上浸水の頻発が想定される箇所では、新たな条例の制定等により、土地利用・建築の規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減する。

(3) そなえる対策

「地先の安全度」を公表し、県民と水害リスクについて正しく認識を共有することが重要である。その上で、洪水にそなえ、地域の実情を踏まえた避難ルールの策定など、自助・共助・公助を組み合わせた水害に強い地域づくりを進

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
マップの作成配布 ・河川等の巡視および破堤時の被害の拡大を 防止するための努力など		<u> </u>
・河川等の巡視および破堤時の被害の拡大を		

■第四章 具体の対策

1. はん濫を出来るだけ起こさない防災対策

(1) 洪水を安全に「ながす」対策

1) 適切な河川の維持管理

県は、管理する一級河川の維持管理は防災対策上重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流下能力を充分に発揮させるため、上下流に比べて流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等について着実に実施していく。

また、県は地域に身近な河川について、「ふる さとの川づくり協働事業」により、関係自治体 や住民と協働した維持管理を推進していく。

市町は、管理する準用河川や普通河川において、流下能力を充分に発揮させるため適切な維持管理を行う。

維持管理に関する役割分担は以下のとおり

県 一級河川の確実な維持管理や適切 主 体 な巡視点検 地域の河川愛護活動が円滑に実施 されるための支援 市 主 準用、普通河川の確実な維持管理や 町 体 適切な巡視点検 支 河川愛護活動から発生する竹木な 援 どの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視 支 川さらえや除草作業など河川愛護 住 民 援 活動の実施 堤外民地の適正な維持管理 事業者 支 地域の河川愛護活動への参加 等 援

2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的 な河川整備

県は、河川の大きさとはん濫区域内の人口や 資産等から将来の計画規模や優先順位を決定し 河川整備を進めてきた。

昨今の県の危機的な財政状況のもとにあっても、県全体の治水安全度のバランスを確保し、効果的で効率的な河川整備を進めていくため、県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、506本の県管理一級河川をAからDの4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要なAランク河川として、Aランクの次に整備実施が必要な42河川をBランク河川として選定した。

A ランク河川と、B ランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、圏域ごとに「川づくり会議」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いた上で、個々の河川毎に河川整備計画の検討を進め、河川整備計画に位置づけ責任を持って整備していく

なお、小規模な改修を行うものや、災害復旧など緊急的に対応が必要なものについては、ランク分けに関わらず対応するとともに、今後の社会情勢や災害の発生など、状況の変化に応じて対象河川も含め内容を見直していく。

整備を進めるに当たっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政上も時間的にも制約等があり困難であることから、当面(河川整備計画期間であるおおむね20年間)の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させていく。

◆大河川 (流域面積が 50km2 以上の河川) は

資料3として整理

必要最小限の表現にするため削除

IJ

■第五章 流域治水を推進する具体的な方策

1. 洪水を安全に「ながす」対策

(1) 適切な河川の維持管理

県は、管理する一級河川の維持管理は防災対策 上重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流 下能力を充分に発揮させるため、上下流に比べて 流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所 を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道 内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等に ついて着実に実施していく。

また、県は地域に身近な河川について、「ふるさ との川づくり協働事業」により、関係自治体や住 民と協働した維持管理を推進していく。

市町は、管理する準用河川や普通河川において、 <u>また、下水道(雨水)や農業排水路などの排水施</u> <u>設についても、各々の施設管理者が流下能力を充</u> 分に発揮させるため適切な維持管理を行う。

資料3:維持管理に関する役割分担

県	主	一級河川の確実な維持管理や適切
	体	な巡視点検
		地域の河川愛護活動が円滑に実施
		されるための支援
市	主	準用、普通河川の確実な維持管理
町	体	や適切な巡視点検
	支	河川愛護活動から発生する竹木な
	援	どの処分の支援
		河川愛護活動団体の窓口
		水防管理者としての堤防の監視
住	支	川さらえや除草作業など河川愛護
民	援	活動の実施
		堤外民地の適正な維持管理
事業者	支	地域の河川愛護活動への参加
等	援	

(2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的 な河川整備

県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、506本の県管理―級河川をAから D の4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要な A ランク河川として、A ランクの次に整備実施が必要な 42 河川を B ランク河川として選定した。

A ランク河川と、B ランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、圏域ごとに「川づくり会議」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いた上で、個々の河川毎に河川整備計画の検討を進め、河川整備計画に位置づけ責任を持って整備していく。

整備を進めるに当たっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政上も時間的にも制約等があり困難であることから、当面(河川整備計画期間であるおおむね20年間)の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させていく。

◆大河川 (流域面積が 50km2 以上の河川) は

戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全 度を確保できる規模の整備を進める。

◆中小河川は、おおむね 10 年確率洪水 (50mm/hr 相当) に対応する治水安全度を 確保できる規模の整備を進める。

河川整備に関する役割分担は以下のとおり

県	主	河川整備計画の策定
	体	河川管理者として効果的・効率的な
		河川整備の実施
		河川整備に関する普及啓発活動
市	支	河川整備計画策定への参加
町	援	住民との連絡調整
住	支	河川整備計画策定への参加
民	援	河川整備に対する理解と協力
事 業	支	河川整備に対する理解と協力
者等	援	

3) 破堤を極力回避するための堤防強化

築堤河川が破堤した場合は、はん濫の大きなエネルギーや、氾濫流による急激な水位上昇により、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想される。多くの天井川を有する本県にとって破堤を出来る限り回避させることは差し迫って解決しなければならない緊急の課題である。

このため、県は「中長期整備実施河川の検討」により、河川堤防の高さ、堤防と周辺家屋との 距離、家屋数などを指標として、堤防の質的向 上を図る事業を実施する河川を選定した。

破堤の原因の約8割が越水による堤防裏法尻 の洗掘によるものといわれているが、耐越水性 能に対する設計方法等はまだ明確になっていな い。県は、堤防の安全性の点検評価を行い、用 地がある場合の堤防断面の確保や、通常の浸透 や侵食に対する堤防補強の際に越水対策に効果 があるといわれている堤防上の道路活用による 天端舗装など、実施可能な強化方策を講じる。

(2) 流域で雨水を「ためる」対策

流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降雨の急激な流出を緩和して河川等に出来るだけ負荷をかけない対策を進めていく。

1) 保水機能の保全

森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要である。また、手入れが行き届いていない山林からは倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる可能性もある。このため、平成16年4月に施行された「琵琶湖森林づくり条例」の基本理念のもと、森林所有者、森林組合、住民、事業者、県はそれぞれの責務を十分果たしていく。

また、優良農地を保全整備し将来にわたって 確保していくため、県、市町は、農業振興地域 の整備に関する法律など関係法令の的確な運用 や、農業振興に必要な施策を実施するとともに、 田畑の所有者や耕作者は、農業の営みを通した 適正な保全管理に努める。

2) 貯留機能の強化

中小河川において降雨の急激な流出を緩和するため、市町は、下水道事業(雨水排水)との調整を図りながら、以下の流出抑制対策を、県、事業者、県民と連携し、条例等による規制や助成等を用いて積極的に進めていく。

また、都市計画法に基づく開発行為の許可に 関して、各河川の管理者(県、市町)は、それ ぞれ一定の面積以上の開発に対する雨水排水基 準や開発指導要綱を設け審査指導している。県 や市町は、開発地域からの適正な雨水流出を図 るため、基準を適用する開発面積の引き下げな

変更理由(学識者部会の提言等)

資料4として整理

2. 行政対応の現状 (1) に移動 (P5 へ)

(3) 超過洪水を考慮した対策の実施に取り込み

第四章 3. (1) で表記 (P11 ~)

滋賀県流域治水基本方針(修正案)

戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。

◆中小河川は、おおむね 10 年確率洪水 (50mm/hr 相当) に対応する治水安全度を 確保できる規模の整備を進める。

資料4:河川整備に関する役割分担

県	主	河川整備計画の策定
	体	河川管理者として効果的・効率的な
		河川整備の実施
		河川整備に関する普及啓発活動
市	支	河川整備計画策定への参加
町	援	住民との連絡調整
住	支	河川整備計画策定への参加
民	援	河川整備に対する理解と協力
事 業	支	河川整備に対する理解と協力
者 等	援	

(3) 超過洪水を考慮した対策の実施

河川整備を行うにあたっては、超過洪水が発生した場合でも被害を最小限に止める工夫をすることが必要である。氾濫流の勢いを抑えるため、現存する河畔林の治水上の役割や効果を評価し、河川管理施設としての樹林帯の保全や新たな整備を実施していく。

また、県は「中長期整備実施河川の検討」により、河川堤防の高さ、堤防と周辺家屋との距離、家屋数などを指標として、危険度の高い河川(Tランク河川)・区間を選定し質的向上を図る事業を実施する。

現在、堤防の安全性の点検評価を行い、堤防 断面の確保や、堤防天端舗装など、実施可能な 強化方策を講じていくこととしている。

2. 流域で雨水を「ためる」対策

(1) 保水機能の保全

森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要である。また、手入れが行き届いていない山林からは倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる可能性もある。このため、平成16年4月に施行された「琵琶湖森林づくり条例」の基本理念のもと、森林所有者、森林組合、住民、事業者、県はそれぞれの責務を十分果たしていく。

また、優良農地を保全整備し将来にわたって 確保していくため、県、市町は、農業振興地域 の整備に関する法律など関係法令の的確な運用 や、農業振興に必要な施策を実施するとともに、 田畑の所有者や耕作者は、農業の営みを通した 適正な保全管理に努める。

(2) 貯留機能の強化

中小河川において降雨の急激な流出を緩和するため、市町は、下水道事業(雨水排水)との調整を図りながら、以下の流出抑制対策を、県、事業者、県民と連携し、条例等による規制や助成等を用いて積極的に進めていく。

また、都市計画法に基づく開発行為の許可に 関して、各河川の管理者(県、市町)は、それ ぞれ一定の面積以上の開発に対する雨水排水基 準や開発指導要綱を設け審査指導している。県 や市町は、開発地域からの適正な雨水流出を図 るため、基準を適用する開発面積の引き下げな

変更理由 (学識者部会の提言等)

滋賀県流域治水基本方針 (修正案)

- ど、適宜排水基準等の見直しなどを行っていく。 ◇雨水貯留対策(公園、グランド、ため池、 調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施
- 設での雨水タンク貯留など) ◇地下浸透対策(道路における透水性舗装や 浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透

貯留機能の強化の役割分担は以下のとおり

枡の設置など)

県	主	管理施設における貯留機能の強化
	体	1級河川に関係する開発地におけ
	1/45	
		る雨水排水処理の指導
市	主	管理施設における貯留機能の強化
町	体	普通河川等に関係する開発地にお
		ける雨水排水処理の指導
		家庭における対策の普及支援
	支	
	援	
住	主	家庭における貯留機能の強化
民	体	
事業者	主	管理施設における貯留機能の強化
等	体	

2. はん濫した場合でも人命を守り、被害を出来るだけ少なくする減災対策

- (1) はん濫を一定の地域に「とどめる」対策
- 1) 二線堤などの既存施設の機能維持等

県は、流域に残っている二線堤や輪中堤、霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行う。

なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・ 維持や新たな整備を進めるに当たっては、本堤 との間の土地の河川区域指定を検討する。

2) 道路など連続盛土構造物の有効活用

河川と平行して存在する道路や鉄道などの連 続盛土構造物は、河川のはん濫を留める効果を 持っていることから、県は、地域の土地利用を 踏まえて機能の評価を行い、それぞれの管理者 と連携しながら二線堤として活用する。

3)的確な応急復旧のための体制強化

はん濫が発生した際には、被害の拡大を防ぐための速やかな対応が重要である。

このため、国、県、市町、防災関係機関は、滋賀県地域防災計画(風水害対策編)の災害応急対策計画や災害復旧計画に基づく役割を果たせるよう、訓練を実施するなどにより、各組織の危機管理体制の強化を進める。

なお、県は各組織間の連携が十分図れるよう、水防訓練や総合防災訓練等を実施する。

資料5として整理

4.水害に「そなえる」対策へ移動 (P19~)

○水害リスクを考慮した土地利用・建築に関する法制 度の活用

人的被害および深刻な資産被害を回避・軽減する観点から、①家屋流失や水没が想定される箇所や、②床上浸水の頻発が想定される箇所では、土地利用・建築の規制を行うべきである。

「地先の安全度」の解析結果に基づき、土地利用・ 建築を規制する区域を設定するものとする。

区域設定に際しては、「地先の安全度」の解析結果を 機械的・画一的の適用すべきでなく、地域の土地利用 や水害への備えなどに配慮し(例えば、個々の家屋の宅 盤高と計画水位を比較するなど)、実情に応じたきめ細 やかな判断が必要である。また、新たなまちづくりや 歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害し ないよう総合的な計画的判断が求められる

人的被害を回避するため建築を規制する区域(下図A)では、住居の用に供する建築物および公的施設(病

- ど、適宜排水基準等の見直しなどを行っていく。 ◇雨水貯留対策(公園、グランド、ため池、 調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施 設での雨水タンク貯留など)
 - ◇地下浸透対策(道路における透水性舗装や 浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透 枡の設置など)

資料5:貯留機能の強化に関する役割分担

7,4 — 17,4 — 12, 11 — 12, 12 — 12, 12			
主	管理施設における貯留機能の強化		
体	1級河川に関係する開発地におけ		
	る雨水排水処理の指導		
王	管理施設における貯留機能の強化		
体	普通河川等に関係する開発地にお		
	ける雨水排水処理の指導		
支	家庭における対策の普及支援		
援			
主	家庭における貯留機能の強化		
体			
主	管理施設における貯留機能の強化		
体			
	体 主体 支援 主体		

3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策

(1) 二線堤などの既存施設の機能維持等

県は、流域に残っている二線堤や輪中堤、霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行う。

なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・ 維持や新たな整備を進めるに当たっては、本堤 との間の土地の河川区域指定を検討する。

(2) 道路など連続盛土構造物の有効活用

河川と平行して存在する道路や鉄道などの連続盛土構造物の上流側では、被害が助長され、下流側では、軽減される。そのため県は、地域の土地利用を踏まえて地先の安全度を維持向上させるため、それぞれの管理者と連携しながら二線堤、もしくは避溢橋による対策を行うこととする。

(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導

1)安全な土地利用に関すること

都市計画やまちづくり計画については、住宅 供給、交通計画、都市景観、防災防犯など多く の要素を考慮して決定されているが、今後は河 川整備の進捗や浸水予想の情報もできるだけ反 映した、水害に備えた計画となるよう見直しを 進めていく必要がある。

そのため県は、床上浸水の頻発が想定される箇所※3においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止する。その実効性を高めるため、開発許可と連動させていく。

<u>また</u>、国と調整を図りながら国土利用計画や 土地利用基本計画等の見直しにおいて、減災の 視点を加えた土地利用の基本的な方向性を示す とともに、統一的な指針(ガイドライン)を定 めていく。

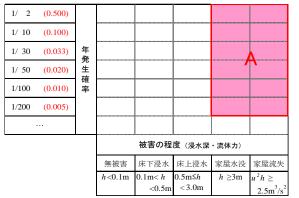
市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国土利用計画等の見直しを進めてい

変更理由 (学識者部会の提言等)

滋賀県流域治水基本方針(修正案)

的被害 (かられ 2)

院、学校、官公庁等)の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可する。その実効性を高めるため、助成等の施策をあわせて講じることが望ましい。



土地利用(市街化)を抑制する区域(下図B)では、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止する。その実効性を高めるため、開発許可と連動させることが必要である。

1/ 2 (0.500)					B	
1/ 10 (0.100)						
1/ 30 (0.033)	年発					
1/ 50 (0.020)	年発生確率					
1/100 (0.010)	率					
1/200 (0.005)						
			被害の程	度(浸水深	・流体力)	
		無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
		h<0.1m	0.1m< h <0.5m	0.5m≤ <i>h</i> <3.0m	<i>h</i> ≥3m	$u^2h \ge 2.5\text{m}^3/\text{s}^2$

7

2) 住まい方の工夫に関すること

県は、家屋流失や水没が想定される箇所*4については、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設(病院、学校、官公庁等)の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可する。その実効性を高めるため、既存建築の建て替え・改築については助成等を行う。

県は、耐水建築のガイドラインを策定すると ともに、市町と協力して水害に備えた住まい方 となるよう指導や普及啓発を行う。

住民や事業者等は、地域における水害履歴や「地先の安全度」によって水害への意識を高め、 危険な場所への建築を回避したり、敷地を高く するなど、水害に備えた住まい方の工夫を取り 入れていく。

- ※3 0.5m以上の浸水が 10 年に一回以上の頻度で 発生することが想定される箇所
- ※4 2.5m³/s²以上の流体力および3m以上の浸水が200年に1回以上の頻度で発生することが想定される箇所

資料6:安全な土地利用や住まい方の誘導に関する 役割分担

県	主	床上浸水の頻発が想定される箇所
•	体	については、都市計画法7条に基
市		づき市街化区域に含まない
町		家屋流失や水没が想定される箇所
		については、建築基準法第39条に
		基づく災害危険区域の指定を行
		い、建築規制を行う
	支	安全な住まい方のための基礎地盤
	援	の嵩上げや、耐水化建築に必要な
		費用の一部を助成する
住 民	主	危険な場所への建築を回避した
事業者	体	り、敷地を高くするなど、水害に
等		備えた住まい方の工夫を行う

- (2) 水害に「そなえる」対策
- 1)浸水リスク情報等の公表

水害への備えを進めていくためには、まず地域のはん濫特性や水害の危険性を住民自らが知るということが必要である。

このため、県は水防法に基づく主要な河川の 浸水想定区域図の公表に加え、身近な中小河川 も含めた地域全体としての「浸水リスク情報」 (はん濫頻度、浸水範囲、浸水深、はん濫流速 等)を公表周知していく。これらと併せ、河川 の情報(流下能力や堤防点検結果等)や水害履 歴など、総合的な「はん濫原情報」を積極的に 発信していく。

なお、これらの情報については、河川整備や 下水道 (雨水排水) 整備の進捗や、はん濫解析 技術などの進歩に応じて適時適切に更新してい く

2) 超過洪水を考慮した対策の実施

河川整備を行うにあたっては、計画規模を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に止める工夫をすることが必要である。県は、氾濫流の勢いを抑えるため、現存する河畔林の治水上の役割や効果を評価し、河川管理施設としての樹林帯指定や新たな整備など、河川の実状に応じて河川管理者として対応可能な対策を実施していく。

3) 安全な土地利用や住まい方の誘導

必要最小限の表現にするため削除

- (1) 水害に対する危機意識の向上(知恵を広める)
- 1) 新しい情報を活用するへ移動
- ○「地先の安全度」に関する情報の開示・共有

自助・共助・公助が一体となって水害に強い地域づくりを推進するため、さまざまな手段を用いて県内各地の「地先の安全度」を開示し、全ての県民と共有する必要がある。

- (1) 水害に対する危機意識の向上(知恵を広める)
- 1) 新しい情報を活用するへ移動
- 1. 洪水を安全に「ながす」対策へ移動 (P14 ~)

- 4. 水害に「そなえる」対策 にするため削除 (1) 水実に対する危機管
 - (1) 水害に対する危機意識の向上(知恵を広める)
 - 1)新しい情報を活用する

県は水防法に基づく主要な河川の浸水想定 区域図の公表に加え、身近な中小河川も含め た地域全体としての「地先の安全度」を開示 し、さまざまな手段を用いて、すべての県民 と共有する。これらと併せ、河川の情報(流 下能力や堤防点検結果等)や水害履歴など、 総合的な「はん濫原情報」を積極的に発信し ていくとともに、これらの情報については、 河川整備や下水道(雨水排水)整備の進捗や、 はん濫解析技術などの進歩に応じて適時適切 に更新していく。

市町は、県が作成公表する「地先の安全度」 を参考情報として洪水ハザードマップへの併 記を進める。

なお、県はハザードマップの作成や更新作業が円滑に進むよう、市町に対し技術的、財政的支援を行う。

また、ハザードマップを有効に活用していくため、以下の取り組みを進める。

①市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合的なマップづくりを進める。

3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策で整理

変更理由(学識者部会の提言等)

(P15)

滋賀県流域治水基本方針(修正案)

築堤河川と築堤河川の合流部や連続した盛土 の構造物(道路や鉄道等)の上流側については、河川整備の進捗状況に関わらず、はん濫した場合はん濫流が集中し浸水深が大きくなる危険性が高く壊滅的な被害が予想される。

水害から人命を守るため、新たな条例の制定などによりこのような壊滅的な被害が予想される地域での水害に無防備な開発を制限し、住民が水害の危険性を知らされないまま暮らすことのないよう取組を進める。

I) 安全な土地利用に関すること

県は、はん濫解析結果等により得られた 浸水リスクを評価し、現状の土地利用の動 向等も勘案しながら、土地利用や建築の規 制誘導を図ることができるよう、浸水リス ク情報を付図として位置づけた条例等を制 定する。

県は浸水リスク情報に基づき、住民に水 害の危険性を周知し、市町は土地利用や建 築物の建築に対して、危険性に応じた適切 な指導助言を行う。

また、都市計画やまちづくり計画については、住宅供給、交通計画、都市景観、防災防犯など多くの要素を考慮して決定されているが、今後は河川整備の進捗や浸水予想の情報もできるだけ反映した、水害に備えた計画となるよう見直しを進めていく必要がある。

このため、県は、国と調整を図りながら 国土利用計画や土地利用基本計画等の見直 しにおいて、減災の視点を加えた土地利用 の基本的な方向性を示すとともに、統一的 な指針(ガイドライン)を定めていく。

市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国土利用計画等の見直しを 進めていく。

Ⅱ) 住まい方の工夫に関すること

日野川沿いの集落に見られるように地域によっては家屋を石垣等で嵩上げして水害被害の軽減を図る工夫がなされてきた。しかしながら、これらの地域においても嵩上げをせずに新築される家屋が増えるなど、水害に備える意識が低下することに伴い、水害に強い住まい方の工夫も忘れられつつある。

このため、県は、耐水建築のガイドラインを策定するとともに、市町と協力して水害に備えた住まい方となるよう指導や普及啓発を行う。

住民や事業者等は、地域における水害履歴や浸水リスク情報によって水害への意識を高め、危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を取り入れていく。

4) 水害に関する危機管理(避難誘導)の迅速 化・確実化

平成 16 年に新潟県や福島県など全国各地で発生した一連の水害においては、多くの高齢者が被災した。災害時要援護者に対する適切な避難支援対策は、水害から人命を守るため解決しなければならない緊急の課題となっており、福祉関係者と連携しながら積極的に対策を進めていく。

(3)各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)に取り込み

②各地域において日常生活の中で水害の危険性を実感し、住まい方の工夫などの水害対策や避難対策を自主的に進めていけるよう、国、県、市町は、想定される浸水深や避難場所などの情報看板を街中に設置する「まるごとまちごとハザードマップ」などを住民協働で進めていく。

③県民や事業者等は協働して、地域独自の 避難判断の目安や避難体制などを記載し た地区別避難計画づくりを進めるものと し、国、県、市町は各地域での具体的な 計画づくりが円滑に進むよう、技術的な 支援を行っていく。

住民や事業者等は、行政からの情報を 1人でも多くの住民が知ることが出来る よう、様々な機会を利用して以下の取組 を進めるものとし、県、市町は地域の取 り組みが活発に継続出来るよう支援して いく

◇住民自らが勉強し、地域での水害への備えに役立つ知識や情報を得る努力をする。

◇地域単位の避難マップの作成や図上 訓練を実施する。

◇子供たちや若い世代、新たに地域に 入ってくる人々に、水害の危険性や水 害に備える知恵を伝える工夫をする。 ◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に 把握したり、川に関する各種活動を実 施するなど、住民の川への関心を引き 戻す努力を行う。

2) 先人の知恵から学ぶ

県は、市町の協力のもと、水害体験者の記憶や記録が風化しないよう、聞き取り調査や水害履歴の把握に努め、水害情報として広く発信する。

住民や事業者等は、水害の備えに役立つ地域情報や知恵(体験者の経験、水害履歴など)を冊子や看板など形に残し、地域に根付くよう取り組む。

(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成(人 を育てる)

県、市町は、地域(自治会等)ごとの水害 リスクが低減するよう、出前講座、水害版図 上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通 じた防災教育などの取組を繰り返し実施して いく。

県は、研修会を開催するなどにより、指導 者や地域の防災活動の中心となるリーダー等 を養成するとともに、リーダー等が防災活動 に専念できるよう企業等へ協力要請などを行 う

市町は、訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努めるとともに、防災ボランティア等地域で水防活動等に協力できる人材の育成や社会教育活動との連携の強化など、県や防災機関と連携して水害等に対する意識を高める取組を進める。

住民、事業者等は、水害は必ず起こるという自覚を持ち、普段から水害に備える人を育てるため、以下の活動を実施していくものとし、県、市町は各種の情報提供や指導者の派遣などにより、地域の活動を支援していく。

◇夜間や雨天時での訓練や、流水のある 水路を歩くなど、実際の避難状況がイメ ージしやすい訓練を実施する。

◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中 電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、 使い方を学習しておく。

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
		◇環境保全活動や祭りなどの地域行事一緒に、水防訓練や水害に関する勉強を楽しく実施するなど、多くの人が参えしやすい工夫をする。 ◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域では様々な防災活動への参加を促す。 ◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地に留まり警戒活動等に従事できるようるめる。
1) 災害時要援護者対策の推進 国より示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や、県が作成した「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考に、市町は、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、要援護者一人ひとりの支援者と避難方法を定めた「避難支援プラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関係機関と連携して積極的に進めていく。	(3)各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)へ移動	(3)各地域間・各種団体間相互の協力体制の 築やネットワーク化(仲間をつくる) 県、市町は、組織間で応援協定を結ぶなど 組織同士の連携が行われるよう働きかける ともに、各組織が交流できる場を提供する。 市町は、国より示された「災害時要援護 の避難支援ガイドライン」や、県が作成し 「災害時要援護者の避難支援対策マニュ ル」を参考に、災害時要援護者対策の取組 針を明らかにした「避難支援プラン(全体 画)」を策定するとともに、要援護者一人ひ りの支援者と避難方法を定めた「避難支援 ラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関 機関と連携して積極的に進めていく。 住民、事業者等は、地域外や異なる目的 持つ団体との協力体制を整備し、大災害時 も地域を守れるよう、以下の活動を実施し いく。
		◇水防活動の応援や、避難所の利用、資の支援などの連携体制を整え、あかじめ訓練などを一緒に実施してく。◇流域間、上下流、左右岸での組織間協力体制を取り決めておく。◇先進地域のリーダーを招いて話を聞など、組織間で交流し、学び合い、動を高め合うよう努める。
II) 避難勧告基準などの明確化 市町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、県が作成した「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を参考に、避難勧告等の発令のタイミングや対象区域に関して雨量や河川の水位などの具体的な判断基準を設定するものとし、国や県は市町に対して技術的な支援を行う。 住民や事業者等は、堤外に避難判断基準となるわかりやすい目印を設置するなどにより河川の水位を測る工夫を行い、地域自らが水防活動や自主避難の開始判断を行う水位を設定するよう努めるものとし、県や市町は地域に対し助言指導する。	(4) 水害に強い体制の整備(組織をつくる) 1) 避難勧告基準などの明確化へ移動	(4) 水害に強い体制の整備(組織をつくる) 1) 避難勧告基準などの明確化 市町は、国の「避難勧告等の判断 達マニュアル作成ガイドライン」や が作成した「洪水等避難計画作成支ニュアル」を参考に、避難勧告等ののタイミングや対象区域に関してで や河川の水位などの具体的な判断を設定するものとし、国や県は市町して技術的な支援を行う。 住民や事業者等は、堤外に避難判基準となるわかりやすい目印を設するなどにより河川の水位を測る夫を行い、地域自らが水防活動や自避難の開始判断を行う水位を設定るよう努めるものとし、県や市町は域に対し助言指導する。
Ⅲ)情報連絡体制の充実 県は「防災情報提供システム」や「滋 賀県土木防災情報システム (SISPAD)」 の適正な運用や訓練を通じて、国、県、 市町、防災関係機関相互の気象予警報	(4) 水害に強い体制の整備(組織をつくる) 2) 情報連絡体制の充実へ移動	2)情報連絡体制の充実 県は「防災情報提供システム」や「 賀県土木防災情報システム(SISPAD) の適正な運用や訓練を通じて、国、県

県は「防災情報提供システム」や「滋賀県土木防災情報システム(SISPAD)」の適正な運用や訓練を通じて、国、県、市町、防災関係機関相互の気象予警報や河川水位などの情報共有機能を高め、情報伝達が確実に行われるよう努める。

また、行政から避難の情報が入らない場合でも、地域が自ら判断し自主避難ができるよう、国、県、市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政か

や河川水位などの情報共有機能を高め

ゲリラ豪雨などによる急激な河川

水位上昇を伴う場合においても情報が 確実に伝わるよう、県、市町は携帯電

話やインターネットを活用した情報伝

また、行政から避難の情報が入らな

い場合でも、地域が自ら判断し自主避

ていく。

達体制を整備する。

変更理由 (学識者部会の提言等)

滋賀県流域治水基本方針 (修正案)

ら住民へ河川の水位や降雨状況などの

情報が確実かつ迅速に提供される体制

住民や事業者等は、行政からの避難

などの情報をみんなに確実に伝えられるよう、地域独自の連絡網の整備、半

鐘や太鼓など音による伝達などの工夫 に努め、訓練などを通じて確認してお

難ができるよう、国、県、市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政から住民へ河川の水位や降雨状況などの情報が確実かつ迅速に提供される体制整備を図る。

住民や事業者等は、行政からの避難 などの情報をみんなに確実に伝えられ るよう、地域独自の連絡網の整備、半 鐘や太鼓など音による伝達などの工夫 に努め、訓練などを通じて確認してお く。

IV) 避難方法の明確化

市町は、安全に避難できるルートや 避難場所を確保して住民に周知すると ともに、住民が水害時の避難行動を正 しく判断し行動に移せるようにするた め、浸水深に応じた避難方法を洪水ハ ザードマップに明示していくものと し、国、県は市町に対して技術的な支 援を行う。

V) 避難所の機能強化

市町は、国や県が示す想定浸水深を 基準に既存の避難場所を点検し、避難 場所の電気設備等を想定浸水深以上に 設置するなどの耐水化に努めるとに、 水害時においても利用できる高層建築 物等を代替避難所に指定するなどによ り、避難所や避難路を確保する。

また、市町は、高齢者や障害者など の災害時要援護者が安心して避難出 来るよう福祉避難所の確保に努める。

さらに、市町内で一定数の避難所を 確保できない場合、近隣市町と協定等 を行うなどにより広域避難ができる体 制整備を進める。

市町は、平素から各家庭や自治会、 自主防災組織と一体となって必要な食糧を確保する体制整備に努める。県は、 必要な食糧について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努める。

VI) ハザードマップの有効活用

県が作成公表する水防法に基づく 浸水想定区域図は、主要な河川のみの はん濫を想定しているため、この図を 利用して作成される洪水ハザードマ ップでは、これ以上の浸水はないとの 誤った認識を住民に与える可能性が ある。

このため市町は、県が作成公表する 内水を含む中小河川のはん濫を考慮 した浸水情報を参考情報として洪水 ハザードマップへの併記を進める。

なお、県はハザードマップの作成や 更新作業が円滑に進むよう、市町に対 し技術的、財政的支援を行う。

また、ハザードマップを有効に活用 していくため、以下の取り組みを進め ス

- ①市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合的なマップづくりを進める。
- ②各地域において日常生活の中で 水害の危険性を実感し、住まい方 の工夫などの水害対策や避難対 策を自主的に進めていけるよう、

(4) 水害に強い体制の整備(組織をつくる)

3) 避難方法の明確化へ移動

(4) 水害に強い体制の整備(組織をつくる)

4) 避難所の機能強化へ移動

第三章 4の内容と重複するため削除

(1) 水害に対する危機意識の向上(知恵を広める)

1)新しい情報を活用するへ移動 (P16~)

3) 避難方法の明確化

く。

整備を図る。

市町は、安全に避難できるルートや 避難場所を確保して住民に周知すると ともに、住民が水害時の避難行動を正 しく判断し行動に移せるようにするた め、浸水深に応じた避難方法を洪水ハ ザードマップに明示していくものと し、国、県は市町に対して技術的な支 援を行う。

4) 避難所の機能強化

市町は、国や県が示す想定浸水深を 基準に既存の避難場所を点検し、避難 場所の電気設備等を想定浸水深以上に 設置するなどの耐水化に努めるととも に、水害時においても利用できる高層 建築物等を代替避難所に指定するなど により、避難所や避難路を確保する。

また、市町は、高齢者や障害者など の災害時要援護者が安心して避難出 来るよう福祉避難所の確保に努める。

さらに、市町内で一定数の避難所を 確保できない場合、近隣市町と協定等 を行うなどにより広域避難ができる体 制整備を進める。

市町は、平素から各家庭や自治会、 自主防災組織と一体となって必要な食糧を確保する体制整備に努める。県は、 必要な食糧について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努める。

5) 自主防災組織の体制整備

県民は、地域の自主防災を担う活発 で持続的な組織をつくり、どのような 水害にあっても自分たちで地域を守れ るよう、以下の活動を実施していく。 また、事業者等は、この組織の活動に 積極的に参加する。

- ◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。
- ◇地域を思う熱いリーダーや担い手が中心となって、自主防災を担う 組織を作り運営していく。
- ◇普段から水防活動や避難の判断を 地域でも行えるようなルールを作っていく。
- ◇他の組織との交流や、川の歴史を 調べたり川で遊ぶなどの楽しみを 加えた工夫をする。

市町は、資機材の整備などに対して 助成することや、地域の積極的な活動 内容を紹介していくことなどにより、 組織的な活動が継続されるよう支援 していく。

なお、河川沿いの複数集落が連合し て組織を作るなど、高齢化や過疎化が

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)		
国、県、市町は、想定される浸水深や避難場所などの情報看板を街中に設置する「まるごとまちごとハザードマップ」などを住民協働で進めていく。 ③県民や事業者等は協働して、地域独自の避難判断の目安や避難体制などを記載した地区別避難計画づくりを進めるものとし、国、県、市町は各地域での具体的な計画づくりが円滑に進むよう、技術的な支援を行っていく。			的確 な がない。 がない。 がない。 ※ 一数応果名 ない。 ※ 一、 ※ 一、 、 ※ 一 、 ※ 一 、	進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援していく。 な応急復旧のための体制強化 心監が発生した際には、被害の拡大を防 の速やかな対応が重要である。 のため、国、県、市町、防災関係機関は、 退地域防災計画(風水害対策編)の災害 対策計画や災害復旧計画に基づく役割を とるよう、訓練を実施するなどにより、 後の危機管理体制の強化を進める。 は、場は各組織間の連携が十分図れる 水防訓練や総合防災訓練等を実施す
(3) 地域防災力の強化(自助・共助で支える地域 づくり) どのような水害においても人命を守るためには、安全な場所に避難することができることが 重要で、そのためには、各地域で避難するため のルールと道具を持ち、自らが判断をして安全 な避難行動が出来る地域づくりが必要である。また、水害に備えるためには個人だけでなく、地域が一本となって水陸運動などである。	4. 水害に「そなえる」対策に取り込み	<u>資料7:</u> 県	主体	が、力向上に関する役割分担 指定した河川における洪水予報や 水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の 発令および通知 指定した河川における浸水想定区 域の指定公表 迅速な災害復旧の実施
地域が一丸となって水防活動や避難行動を行う ことによって効果が発揮される。関心の少ない 人々を巻き込み将来にわたって防災組織が元気 に活動する地域づくりが必要である。 さらに、水害の様相は地形や河川環境、周辺			支援	市町・指定地方公共機関の防災活動 の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に 関する市町の指導
地域の土地利用状況等により異なるもので、私 たちの祖先はそれぞれの流域で洪水と戦いなが ら命を守る知恵を保持してきた。この知恵を今 一度見つめ直し新しい科学的な情報を加えなが ら現在の社会状況に応じた知恵を見つけ出して いく地域づくりが必要である。 このような地域づくりを進めていくため、 「知恵を広め人を育て、組織や仲間をつくる 取組を各地で展開していく。		市町	主体	防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 水防団および消防機関の出動、出動 準備 浸水想定区域が指定された場合の ハザードマップの作成配布
1) 知恵を広める 水害は必ず起こるという覚悟を持って、普段からの備えや水防活動・避難行動ができるよう、全ての人々が地域の水害に関する情報を生活や事業活動に役立つ情報として確実に共有することが必要である。 このため、県は、地域の水害リスクや		住民業業者	主体主体	地域の防災活動への参加 立ち退き指示に基づく避難 リーダーや担い手が中心となって 自主防災を担う組織を作り運営 水防活動や避難判断ルールを作成 市町長からの要請に基づく水防活動への従事
河川に関する情報などを、県のホームページへの掲載や図面や冊子による配布などにより、いつでもどこでも誰でも見られるようなシステムを構築する。 県、市町は、地域の水害リスクの周知を行うとともに、自治会ごとの弱点を補えるよう、出前講座、水害版図上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通じた防災教育などの取組を繰り返し実施して	(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成(人を 育てる)へ移動 <mark>(P17 〜)</mark>	防災緩関	主体	法令または滋賀県地域防災計画に基づき防災活動を実施する。
いく。 住民や事業者等は、水害の備えに役立 つ地域情報や知恵(体験者の経験、水害 履歴、自主避難ルールなど)、行政からの 情報を1人でも多くの住民が知ることが 出来るよう、様々な機会を利用して以下 の取組を進めるものとし、県、市町は地 域の取り組みが活発に継続出来るよう支 援していく。	(1) 水害に対する危機意識の向上 (知恵を広める) 1) 新しい情報を活用するへ移動 (P17 へ) 2) 先人の知恵から学ぶへ移動 (P17 へ)			
後していく。	(1) 水害に対する危機意識の向上(知恵を広める) 1) 新しい情報を活用するへ移動 (P17 へ)			
◇地域の記憶情報を冊子や看板など形に残す。 ◇地域単位の避難マップの作成や図上 訓練を実施する。	(1) 水害に対する危機意識の向上 (知恵を広める) 2) 先人の知恵から学ぶへ移動 (P17 〜) (1) 水害に対する危機意識の向上 (知恵を広める) 1) 新しい情報を活用するへ移動 (P17 〜)			

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
◇子供たちや若い世代、新たに地域に 入ってくる人々に、水害の危険性や水 害に備える知恵を伝える工夫をする。 ◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に 把握したり、川に関する各種活動を実 施するなど、住民の川への関心を引き 戻す努力を行う。		
2) 人を育てる 自ら備え、判断し、行動する人々を育成していくことが必要である。 このため、市町は、訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努めるとともに、防災ボランティア等地域で水防有動等に協力できる人材の直上に努めるとともに、防災ボランティア等地域で水防質問題を連携して水害等に対するを開催するなどにより、指導者や地域の防災活動の中心となるリーダー等が防災活動に専念できるよう企業等へ協力要請などを行う。 住民、事業者等は、水害は必ず起こるという自覚を持ち、当という活動を実施していくものとし、県、市町は各種の情報提供や指導者の派遣などにより、地域の活動を支援していく。 ◇夜間や歩くなど、県、市町は各種の提供や指導をすいいく。 ◇など、実際の避難状況がイメージしやすい訓練を実施する。 ◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、使い方を学習しておく。 ◇環境保全活動や祭りなどの地域行事と一緒に、水防訓練や水害に関する勉強会を楽しく実施するなど、多くの人が参加しやすい工夫をする。 ◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域での様々な防災活動への参加を促す。 ◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地域に留まり警戒活動等に従事できるよう努	(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成(人を育てる)へ移動(P17~)	
3) 組織をつくる 信頼関係で結ばれた地域社会を育て、どのような水害にあっても自分たちで地域を守れるような組織(自主防災組織)づくりを進めることが必要である。 このため、県、市町は、資機材の整備などに対して助成することや、地域の積極的な活動内容を紹介していくことなどにより、組織的な活動が継続されるよう支援していく。 なお、河川沿いの複数集落が連合して組織を作るなど、高齢化や過疎化が進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援していく	(4) 水害に強い体制の整備(組織をつくる) 5) 自主防災組織の体制整備へ移動 (P18 ~)	
るよう支援していく。 県民は、地域の自主防災を担う活発で持続的な組織をつくり、どのような水害にあっても自分たちで地域を守れるよう、以下の活動を実施していく。また、事業者等は、この組織の活動に積極的に参加する。 ◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。 ◇地域を思う熱いリーダーや担い手が中心となって、自主防災を担う組織を		

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
作り運営していく。 ◇普段から水防活動や避難の判断を地域でも行えるようなルールを作っていく。 ◇他の組織との交流や、川の歴史を調べたり川で遊ぶなどの楽しみを加えた工夫をする。		
4) 仲間をつくる 地域だけでは守れない大規模水害の発生に備え、地域間相互や各種団体との協力体制やネットワーク化を進める必要がある。このため、県、市町は、組織間で応援協定を結ぶなど、組織同士の連携が行われるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供する。 住民、事業者等は、地域外や異なる目的を持つ団体との協力体制を整備し、大災害時でも地域を守れるよう、以下の活動を実施していく。 ◇水防活動の応援や、避難所の利用、物資の支援などの連携体制を整え、あらかじめ訓練などを一緒に実施しておった。	(3)各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)へ移動 (P18 へ)	
く。 ◇流域間、上下流、左右岸での組織間の協力体制を取り決めておく。 ◇先進地域のリーダーを招いて話を聞くなど、組織間で交流し、学び合い、活動を高め合うよう努める。		
■第五章 実効性を確保するために 1.「水害に強い地域づくり計画」の策定 地域の実情に対応した具体的な対策を推進してい くため、県内を主な河川の「はん濫原」に区分し、はん濫原に暮らす関係者が協働で「水害に強い地域 づくり計画」を策定して計画的に実施していく。 「水害に強い地域づくり計画」は、中小河川を含 めたはん濫原全体のはん濫特性を把握したうえで、 さまざまな洪水が発生した場合に起こり得る危険性 から人命を守り被害を最小化させる川の外での対策 を検討し、これに河川整備計画で示す川の中の対策 を放討し、これに河川整備計画で示す川の中の対策 を放討し、これに河川整備計画で示す川の中の対策 を放討し、これに河川整備計画で示す川の中の対策 を放討し、これに河川整備計画で示す川の中の対策 をがまし、これに河川整備計画で示す川の中の対策 をがませる。 なお、各主体の取り組むべき内容を総合的に検 討していく必要があるため、計画の策定主体は、 3の推進体制に示す国、県、市町、住民等関係者 が参加した「水害・土砂災害に強い地域づくり協	5. 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策の(3)で表記。	
が参加した「水香・工砂火香に短い地域づくり協議会」とする。		
2. 計画の期間 河川の氾濫リスクを考慮した減災対策を実施するなど、河川整備を考慮した計画が必要となることから、本計画期間は河川整備計画期間と整合のとれた20年間とする。 今後の気候変化の予測や社会状況の変化は不確実性が伴うため、対策については順応的に対応していく必要がある。 このため、川の中の「ながす」対策については、	地域づくり計画は、地域住民も含み協働で策定するものであるので、基本方針で期間設定は行うべきでないため、削除。	
このため、川の中の 1なかす」 対策については、 災害発生など流域での著しい状況変化に対応し、 適宜評価と修正を加える。 また、流域で行う「ためる」「とどめる」「そな える」対策については、対策結果を評価する体制		

滋賀県流域治水基本方針(案) 変更理由 (学識者部会の提言等) 滋賀県流域治水基本方針 (修正案) を整備するとともに、学識経験者などから得られ た新たな知見も加えながら5年ごとに計画内容を 修正していく。 第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 (23~27 年度) (28~32 年度) (33~37年度) (38~42 年度) 川の中 流域で 5. 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対 3. 推進体制の整備 流域での対策は、県、市町、防災関係機関、住 策を円滑に進める方策の(3)で表記。 民など多くの関係者の理解と協力のもと、連携し ながら進めていく必要がある。 現在、3圏域において国・県・市町で構成する「水 害・土砂災害に強い地域づくり協議会」を設置し、 洪水や土砂災害による被害を回避・軽減するための ソフト対策を協議している。 今後、県は本協議会を全圏域に広げるとともに、 防災関係機関や住民、事業者など関係者が参加す る協議会に発展させるなどにより、推進体制を整 備する。 なお、県は協議会に各種情報を提供するなど、 協議会の運営に関して主導的な役割を果たしてい また、効果的な対策となるよう、学識経験者か らの助言指導が適時に受けられるような体制も併 せて整備する。 4. 対策の段階的実施 第四章および第五章の内容と重複するため削除 川の中の対策については、県が「滋賀県中長期 整備実施河川の検討」に基づき選定した47河川 の整備方法、整備区間等を河川整備計画に位置づ け、緊急度の高い河川から着実に整備する。 また、維持管理や堤防強化については、天井川 など出水時に甚大な被害が生じる恐れのある箇所 を中心に、緊急的・計画的に進めていく。 川の外の対策については、各主体が地域におけ る水害の危険性を共通認識し、効果的な「ためる」 「とどめる」「そなえる」対策を計画的に実施して いくため、 ①水害リスク情報の公表と周知 県は各種情報を積極的に公表するとともに、 市町と協働で各地域への出前講座等を通じて、 地域の水害リスクを周知していく。 ②避難基準の設定などの避難体制の整備 市町は県と協働して避難基準の設定を行うと ともに、各地区別の避難計画づくりが進むよう 技術的な支援を行う。 ③土地利用や建物の規制誘導 県は流域治水に寄与する条例やガイドライン を制定し、市町は県の条例等に基づき各種計画 の見直しを進めるとともに、住民等に対して助 言指導を行う体制を進める。 等の対策を順次進めていくなど、実施工程表(ロ ードマップ)を作成して各地域の状況に応じて段階 的に実施していく。 5. 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対 策を円滑に進める方策 ○「地先の安全度」を活用した氾濫原減災対策等の効 (1)「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評 果検証 氾濫原減災対策等の計画段階で「地先の安全度」 氾濫原減災対策等の計画段階で「地先の安全度」を 活用して、対策の減災効果を計量化し、施設設計や事 を活用して、対策の減災効果を計量化し、施設設計 業採択に用いる。 や事業採択に用いる。

ある。

流域治水政策のアカウンタビリティを確保するた

め、流域治水政策や流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的に調査し、「地

先の安全度」の変化として、広く県民に開示すべきで

流域治水政策の進捗を点検するため、流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の

影響を定期的に調査し、「地先の安全度」の変化とし

て広く県民に開示し、情報の共有化を図る。

滋賀県流域治水基本方針(案)	変更理由(学識者部会の提言等)	滋賀県流域治水基本方針(修正案)
		(2) 滋賀県流域治水基本条例(仮称)の策定 本基本方針を実効性あるものにするために、滋 賀県流域治水基本条例(仮称)を策定し、土地利用・ 建築規制の範囲およびその方法等について規定す る。
	○水害に強い地域づくり協議会の設置、水害に強い地域づくり計画の策定・実施地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するためのプラットホーム(水害に強い地域づくり協議会)を設置する。家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題をとりまとめた計画(水害に強い地域づくり計画)を策定すべきである。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進める必要がある。	(3) 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画 地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するためのプラットホームとして水害に強い地域づくり協議会を設置する。 家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題をとりまとめた計画(水害に強い地域づくり計画)の策定に努める。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進めていく。